

登録業者の皆様へ

令和4年度 入札・契約制度の変更について(お知らせ)

電子入札の導入及び電子入札導入に伴い、下記のとおり入札契約制度の改正を行いますのでお知らせします。

改正内容

1 電子入札の導入

電子入札を順次導入します。(総合評価方式・JV方式・合併入札を除く※注1)

年度	区分	対象業種	金額及び入札区分	参加条件
令和4年度	工事	土木・建築・電気・管 ・水道施設	予定価格が [※] 3000万円以上の一般競争入札	市内
令和5年度(予定)	工事 委託	全業種※注2 測量・土木設計・建築 設計	予定価格が [※] 1000万円以上の一般競争入札	市内・準市内 県内
令和6年度(予定)	工事 委託	全業種※注2 全業種※注3	予定価格が [※] 500万円以上の競争入札(指名 含)	市内・準市内 県内
令和7年度(予定)	工事 委託	全業種※注2 全業種※注3	全案件対象(随意契約含)	市内・準市内 県内

注1：令和5年度以降実施を検討します。

注2：塗装等発注の少ない業種は導入の可否について検討します。

注3：管渠調査等発注の少ない業種は導入の可否について検討します。

2 電子入札導入に伴い予定価格一部事後公表の休止

条件付き一般競争(総合評価方式を除く)で行う建築、電気、管、塗装工事の予定価格については、上位3桁のみを事前公表し、それ以外の数値は事後公表(落札決定後に公表)としてきましたが、他の工種と同じく、全桁事前公表とします。

実施時期：令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知する案件から適用